



長岡京市第 2 次地域健康福祉（中期）計画

【パブリックコメント用】

R2. 12. 10 現在



令和 3 年 3 月
長 岡 京 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第2章 地域健康福祉の動向	5
第3章 前期計画の総括	9
第4章 計画の基本的な考え方	12
第5章 地域健康福祉推進のための方策の見直し	14
第6章 施策内容	
1. 地域を支える担い手づくり	
(1) 地域福祉の風土の形成	18
(2) ボランティア活動等の推進	20
(3) 社会参加・交流促進	22
2. 支えあい・助けあいの地域づくり	
(1) 相談機能、情報収集・提供機能の充実	24
(2) 自助、互助・共助のシステムづくりの推進	26
(3) 公助との連携の強化	29
3. 豊かに暮らせる環境づくり	
(1) ユニバーサルデザイン等による福祉のまちづくりの推進	33
(2) 福祉サービス・健康づくり等支援の充実	35
(3) 就労に対する支援の充実	39
第7章 施策の取り組み目標	42

第1章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨と背景

本市では、平成28年3月に「長岡京市第2次地域健康福祉計画」を策定し、地域の生活に根ざした福祉の実現に向けて総合的な福祉施策の展開に取り組んでいます。

計画策定から今日まで、国においては、介護保険法・社会福祉法の改正、生活困窮者自立支援制度の強化、成年後見制度の利用の促進に関する法律の制定など、社会保障制度のあり方を捉えなおす動きが出てきています。少子高齢・人口減少などの社会構造の変化の中で、家庭機能の変化や地域社会の脆弱化が進行し、これまでのような世代や制度・分野ごとの「縦割り」の法制度や健康福祉支援体制では対応が難しくなっています。

これからの地域福祉は、人々がさまざまな生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支えあい、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創ることのできる「地域共生社会」を実現し、身近な地域を中心とした包括的な支援体制づくりの構築が重要となってきました。令和2年6月、改正社会福祉法では、包括的な支援体制の構築を推進するため、新たに「重層的支援体制整備事業」が創設されています。

本市では、「長岡京市第2次地域健康福祉計画」の基本理念を継承しながら、地域共生社会の実現に向けて中期計画を策定しました。

長岡京市第2次地域健康福祉計画

社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画に位置づけられ、本市では福祉分野に加え、広く保健、医療分野も含めた計画として、地域健康福祉計画と称しています。

本計画は、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障がい者（児）福祉基本計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画といった各分野の個別計画において共有する理念、重点施策、主要施策を取りまとめたものであり、これら以外の個々の具体的な取り組みについては、個別計画に委ね、より実現可能な体制としています。

2. 計画の位置づけ

本計画は、長岡京市第2次地域健康福祉計画の中期計画です。

この計画は、「長岡京市第4次総合計画」の健康福祉に関する分野別計画の中核的な計画であり、「高齢者福祉計画」、「介護保険事業計画」、「障がい者（児）福祉基本計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康増進計画」、「食育推進計画」、「自殺対策計画」といった、健康と福祉に関する分野別計画において共有する理念、重点施策等を取りまとめた上位計画であります。これら以外の個々の具体的な取り組みについては、個別計画に委ねられるものとします。また、本計画には、地域福祉に関する個別の施策に関する内容も含まれており、その部分については他の個別計画と同様な位置づけとなります。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成28年度を初年度とし、「長岡京市第4次総合計画」の最終年度である令和12年度を目標年度とする15年間です。

中期計画は、長岡京市第4次総合計画第2期基本計画と合わせ、令和3年度～令和7年度の5年間を期間とし、期末に見直しを行いません。

H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)
長岡京市第 4 次総合計画														
第 1 期基本計画					第 2 期基本計画					第 3 期基本計画				
長岡京市第 2 次地域健康福祉計画														
前期計画					中期計画					後期計画				
第 7 次		長岡京市第 8 次 高齢者福祉計画			第 9 次※									
第 6 期		長岡京市第 7 期 介護保険事業計画			第 8 期※									
第 5 次長岡京市障がい者（児） 福祉基本計画					第 6 次※									
第 4 期		長岡京市障がい福祉計画 （第 5 期）			第 6 期※									
		長岡京市障がい児福祉計 画（第 1 期）			第 2 期※									
長岡京市子ども・子育て 支援事業計画				第 2 期										
長岡京市健康増進計画					第 2 次※									
長岡京市第 2 次食育推進計画					第 3 次※									
		長岡京市自殺対策計画												
		長岡京市健幸長寿プラン 2025												
長岡京市社会福祉協議会 第 3 次地域福祉活動計画					第 4 次※									

※は策定予定

4. 計画の策定方法

(1) 住民の対話ワークショップ（住民懇談会）＊社会福祉協議会と共同実施

- 全中学校区開催し、のべ101名の市民の参加がありました。
- 参加者で「●●小学校区は5年後〇〇で自慢できる地域にしたい。そのために私達は〇〇をします」を中心に、自分たちが住む地域をよくするために何ができるか、何をすべきかについて意見交換を行いました。

(2) 長岡京市地域健康福祉推進委員会

学識経験者、関係機関の代表、公募市民などからなる「長岡京市地域健康福祉推進委員会」を設置し、専門的な見地や市民の視点からの意見交換を行いながら、計画案について審議しました。

(3) アンケート調査結果

日常生活の課題や地域との関わり、社会参加などについて、庁内の関係部署にて実施された各種アンケート調査をもとに検討しました。

- 長岡京市まちづくりのための市民・地域活動団体アンケート調査（令和元年度）
- 「第6次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画」及び「長岡京市障がい福祉計画（第6期計画）」「長岡京市障がい児福祉計画（第2期計画）」策定に係る実態調査（令和元年度）
- 「長岡京市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査介護支援専門員を対象とした介護保険事業アンケート調査」（令和元年度）
- 「長岡京市第2期子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」（平成30年度）

第2章 地域健康福祉の動向

1. 社会情勢等

■少子高齢・人口減少

少子高齢・人口減少という国及び地域が抱えている課題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結する大きな課題であるといえます。人口減少により多くの地域では社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えています。

人口構造の推移を見ると、2025 年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化します。2025 年以降の現役世代の人口の急減という新たな局面における課題への対応が必要であり、社会の活力維持向上をどのように図るかが社会保障改革においても重要課題となっています。

国全体では人口減少していますが、本市の人口は横ばい状態で推移しています。

本市の14歳以下の人口は、平成28年10月現在で、14.1%（11,399人）であり、平成29年10月現在では、14.0%（11,326人）に、平成30年10月現在では14.0%（11,362人）、令和元年10月現在は14.0%（11,320人）、令和2年10月現在は13.8%（11,205人）と率、人数ともほぼ横ばいの状況となっています。

一方、高齢化率（65歳以上）は、平成28年10月現在、25.8%（20,856人）であったものが、平成29年10月現在では、26.3%（21,315人）に、平成30年10月現在では26.5%（21,463人）、令和元年10月現在は26.6%（21,580人）、令和2年10月現在は26.9%（21,783人）と人数、率とも増加の傾向を示しています。

長岡京市の人口推移

各年10月1日現在

	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
総人口	80,781		80,992		81,130		81,082		81,043	
高齢者人口	20,856	25.8	21,315	26.3	21,463	26.5	21,580	26.6	21,783	26.9
14歳以下人口	11,399	14.1	11,326	14.0	11,362	14.0	11,320	14.0	11,205	13.8

■ 共同体機能の脆弱化

少子高齢や人口減少により地域の支え合いの機能が一層弱まり、また未婚化の進行など家族機能が低下しています。

経済の変化、文化の動向等により、個人の生活様式が多様化し、これまでに培われてきた画一的、横並び志向の制度や慣行が個人の選択の幅を狭くするなど、時代の変化に対応できなくなっている面が見られ、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化し、これまで日本の社会保障制度の基礎となってきた血縁、地縁、社縁という「共同体」の機能の脆弱化が進行しています。

一人ひとりの個人が尊重される社会が実現されると同時に、人や分野、世代を超え、「人」「モノ」「お金」「思い」が循環し、相互に支える・支えられる関係が根付いた地域という「共同体」の再構築が求められています。

■ 生活課題の複雑化・複合化

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立（ひきこもり・ニート等）などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。例えば、高齢の親と無職独身などの50代の子が同居することによる問題（8050問題）や介護と育児を同時に直面する世帯（ダブルケア）の課題、病気や障がいのある親や祖父母、兄弟姉妹などの介護をしている子ども（ヤングケアラー）の問題など、解決が困難な課題が浮き彫りになっています。また、こうした社会的孤立の実態は、虐待、孤立死、ゴミ屋敷、生活困窮などの事態を複合化、深刻化させる要因ともなっています。

これらは、介護保険制度、障がい者支援制度、子育て支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難な課題であり、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、課題を世帯としてとらえ、複合的に支援していくことなどが必要とされています。

人々が生活していく上で生じ得る課題は、介護、子育て、障がい、病気等にとどまらず、住まい、就労を含む役割を持てる場の確保、教育、家計、そして孤立など、いわば「暮らし」と「しごと」の全般にまでおよびます。

本人や世帯の課題を包括的に受け止めるためには、本人や世帯を「制度」の枠組みから見るのではなく、本人や世帯が抱えるさまざまな困りごとのみならず、生きる意欲や力、生きる希望といった強みや思いを引き出しながら必要な支援を考えていくことが必要であり、本人や世帯の「暮らし」と「しごと」を包括的に支えていくこと、それを地域づくりとして行っていくことが求められています。

（参考：厚生労働省作成資料、地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改定ガイドブック）

2. 住民の対話ワークショップ（住民懇談会）・各種アンケートから見た現状と課題

住民の対話ワークショップ（住民懇談会）・各種アンケートからわかった現状と課題をピックアップごとにまとめました。

（○は対話ワークショップ（住民懇談会）、●は各種アンケートから抽出）

①高齢者

○閉じこもりや孤立を防ぎ、地域住民との関わりを持つことが重要との認識がありました。

○コロナ禍による課題として、外出の機会の減少による筋力低下や認知症の進行、見守り活動の制限によって高齢者の周囲の人が状況を把握できなくなることが挙げられます。

●地域の何らかの活動に参加する人はどの活動にも参加していない人より多くなっていますが、年齢が高くなるにつれて参加していない人の割合が高くなります。

●介護が必要な高齢の親とひきこもりの子どもがいる家庭が生活に困窮する 8050 問題が社会問題になっていることから、地域内での見守りが重要となり、速やかに関係機関につなげることが求められています。

②障がい者

○地域で障がい者を見守り、課題を把握することが重要であるとの意見がありました。

●自身の介助をしてくれる相手は家族が最も多くなっていますが、介助者の悩みとして、「介助者自身の健康不安」、「医療費交通費などの経済的不安」、「将来への見通しへの不安」が多くなっています。

●生活するために必要な支援としては「生活に必要なお金の負担が軽減されること」や「必要な福祉サービスが適切に利用できること」を求める声があり、障がいをお持ちの方、その方を介助する方それぞれが安心して暮らすことのできる施策の拡充が求められています。

③子ども

○将来の担い手である子どもが中心となれる地域活動ができると良いとの意見がありました。

○親世代と地域とのつながり強化、PTA 等の親同士のコミュニティづくりも求められています。

●子育て支援で求める支援・施策として子育てのための経済的支援の充実や子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進等、安心して子育てができる環境の整備が求められています。

●子育ての相談窓口として「安心して相談できる環境」を求める一方、地域内での関わりは希薄化しており、子育てサークル等への参加意思も低くなっています。

④インフラ

○道路の段差や通りにくさ等の解消（バリアフリー化）が課題となっています。

⑤災害対策

○日頃から災害時に助け合える仕組みづくり、高齢者や障がい者等の災害時要配慮者の避難が課題として多く挙げられました。

●豪雨や地震等の自然災害が日本各地で猛威を振るう中で、災害への備えについて市民の関心が高まっていますが、避難にかかる個別計画策定は進んでおらず、また障がいをお持ちの方で避難所への避難にためらいをお持ちの方が多くいるという結果になり、ソフト面からもハード面からも災害への備えの整備が急がれている状況です。

⑥地域のつながり

○全ての項目の中で一番多くの意見が出されました。日頃から互いのことを知り、顔の見える関係をつくっておくことが重要視されています。

○「多世代交流」が重要と挙げられました。世代の枠に捉われないつながりを持ち、切れ目のない地域の結束を保つことが求められています。また、「小さな集まり」も全校区で挙げられました。少人数で構成するコミュニティに属することで、帰属意識を持つことができ、地域との強い結びつきにつながるという意見が多く出されました。

○多世代交流が重要との認識があるため、子どもから高齢者まで参加できる集まりが求められています。

○コロナ禍で従来のような集まりができない中、安全を確保した状態で活動するため、様々な工夫が行われています。

○自治会や各種地域活動といった地域福祉や地域組織を支える人について、担い手不足、担い手の高齢化が懸念されています。

●地域活動団体については会員の高齢化や会員数の減少などの問題に直面しており、活動の縮小や解散の検討を余儀なくされており、市に求める役割として団体・個人間の連携を円滑に進められる仕組みづくりや活動場所の確保などがありました。

●自治会についても役員のなり手不足や会員の高齢化などの問題に直面しており、加入世帯が減少し、すでに加入している世帯の負担がより増している悪循環に陥っていると考えられます。

●市には自治会未加入世帯への働きかけや、自治会への依頼案件の整理などが求められています。

第3章 前期計画の総括

前期計画の基本目標をもとに計画の進捗状況をまとめました。

【基本目標1 地域を支える担い手づくり】

○イベントや事業を通じて市民だれもが地域とのつながりや人と人とのつながりについて考える機会を作っています。この間、総合型地域スポーツクラブは2校区増加、「人権を考える集い」を再編し、「人権・男女共同参画フォーラム」とするなどの成果がありました。

○ボランティア活動件数については、年々増加傾向にあります。

それぞれの団体等が目的をもって活動していますが、活動の共有やリンク、また潜在的な活動ニーズなどに対応できるように、関係機関が連携、情報交換等を十分に行うことを検討していく必要があります。

○民間社会福祉活動振興助成金は、団体のボランティア活動の継続に役立てられています。助成金交付団体数は横ばいでありながら、市民活動サポートセンターやボランティアセンターの登録団体数が増加していることから、活動を継続していく助言等を受けながら公的な助成に頼らない市民の主体的な活動が広がっていると考えられます。文化活動推進・支援事業では、文化団体の文化・芸術活動を推進し、活動支援を行っています。文化まつり等文化団体事業は、多くの市民の参加がある一方で、文化・芸術活動に携わる人が高齢化・固定化している傾向があります。

【基本目標2 支えあい・助け合いの地域づくり】

○市民が抱える福祉全般に関する課題を整理し、解決の方法を一緒に考えるとともに、解決に向けて適切な行政部署や多様な専門機関へつなぐ「福祉なんでも相談室」の相談件数は、年々増加しています。市民の身近な生活上の悩みや問題に対応する総合相談窓口として市民に定着しつつありますが、庁内部署と比較して庁外関係機関から相談につながるケースが少ないため、支援が必要な人に必要な支援が届くようさらに庁外関係機関との連携の強化を図ることが課題です。

○家庭児童相談室による相談では、子どもと家庭の相談を随時行い、虐待の未然防止に取り組んでいます。虐待防止への啓発が進むと、地域全体の意識が高まり、通告が増加すること考えられるため、受理件数の増加のみで状況が悪化しているとは判断できません。今後も、要保護児童の的確なケース把握や適切な対応のために、進行管理票等の見直しをするとともに、子育て支援事業の実施継続で児童虐待未然防止に努めます。

○きずなと安心の地域づくり応援事業では、取り組みを行う校区がスタート時の平成28年度2小学校区から令和2年度には5小学校区になっています。市内の社会福祉法人や商店の協力を得て地域の人たちが交流できる場づくりを行ったり、近所同士の見守り活動を兼ねた自宅開放を行ったりする活動が広がっています。また、同じような形態で活動している団体同士が情報交換をする場を設定するなど団体同士をつなぐ活動も行っています。小学校区や自治会などそれぞれの地域の特徴に沿い、特性を活かして「互助・共助」の取組を推進していくため、支援（コーディネート）の専門性が求められます。コーディネーターのスキルアップのために交流会や研修に参加し、その専門性を地域で生かすことで、市民による主体的な活動を支援していくことが求められます。

○災害時要配慮者支援体制づくりでは、災害時に一人で避難することが困難な人の把握と避難支援に向けた避難支援プラン（個別計画）の策定に取り組んでいます。制度の認知は進んできているものの、対象者の属性上制度の理解が難しいなど支援が必要な人が一定数含まれている可能性があります。そのため、対象者へのアプローチだけでなく、地域の支え手である自治会・自主防災会や福祉サービス提供事業者等と連携を図っていく必要があります。

○防災情報お知らせメールの周知や平成30年12月に開局した「FMおとくに」と協定を締結し、災害発生時の情報発信方法の増加に努めました。

○生活保護に至る前段階の生活困窮者への包括的支援を行う生活困窮者自立支援事業では、「生活困窮者対策庁内ネットワーク会議」を開催し、庁内の効果的な連携により、生活困窮者の早期把握・対応ができる体制づくりを行っています。一方で、潜在的な支援対象者が相談窓口には十分につながっていない恐れがあるため、庁外関係機関へ制度の周知を図るなど支援対象者の掘り起し方法の再検討が必要です。

【基本目標3 豊かに暮らせる環境づくり】

○阪急長岡天神駅周辺整備事業では、まちづくり協議会及び基本計画策定委員会との調整を図りながら、協働による「阪急長岡天神駅周辺整備基本計画」を平成31年3月に策定しました。基本計画策定委員会において、市民の合意形成や施設整備、整備手法について具体的な検討を行いました。基本計画の実現にあたっては、地権者の協力が必要となるため、意向を把握するところから丁寧な協議が必要となります。

- 福祉支援者の人材確保事業では、手話通訳者や要約筆記奉仕員の養成を行っています。手話・要約筆記講座の受講を通じて、意思疎通を支援する人が聴覚障がい者の自立した生活を営むための基礎的知識を理解し、聴こえの不自由な方の生活のしづらさや相互理解の手法を学ぶことができました。登録手話通訳者、要約筆記者の高齢化が進み、登録を解除する方も出てきており、養成講座の開催形態などについて再検討を行い、継続的に運用できる人員体制を整える必要があります。
- 地域子育て支援拠点の充実事業では、中学校区ごとに設置された市内4つの地域子育て支援センターにおいて、親子同士のふれあい、交流の促進や育児相談などを行い、親子で気軽に出かけ、集うことのできる場を提供しています。平成30年度からは新たに、初めて子育てをする保護者を対象とした「親子の絆づくりプログラム（ベビープログラム）」を各センター運営のもと実施しています。
- 成年後見制度利用支援事業では、平成29年度に事務分担を見直し、ケース対応や報酬助成などの個別支援は高齢介護課・障がい福祉課が担い、中核機関の設置等を見据えた施策充実による支援を社会福祉課が中心となり担うこととしました。本市では平成30年度から専門職団体との交流会を開始し、令和元年度には専門職団体と家庭裁判所、市内関係機関とが一同に会す合同勉強会を実施し、権利擁護支援について理解を深めるとともに、連携のとりやすい顔の見える関係づくりに取り組んでいます。
- 障がい者の雇用・就労促進事業では、障がい者の就労に対する理解を深めるとともに、視覚障がい者の就労機会の創出を図るため、就労啓発事業としてマッサージ体験会を実施しました。市民への周知啓発とともに、圏域事業所のほっとはあと製品の受注機会と売上向上のため、ほっこりんぐ事業は関係団体のイベントや市の事業と併せて実施するなど開催回数や場所を増やしています。

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

前期計画の基本理念である「だれもが安心して暮らせるまちづくり」を継承します。
基本理念を具現化するため、「ふれあい、わかりあい、支えあいのまち ながおかきょう」
の実現を目指します。

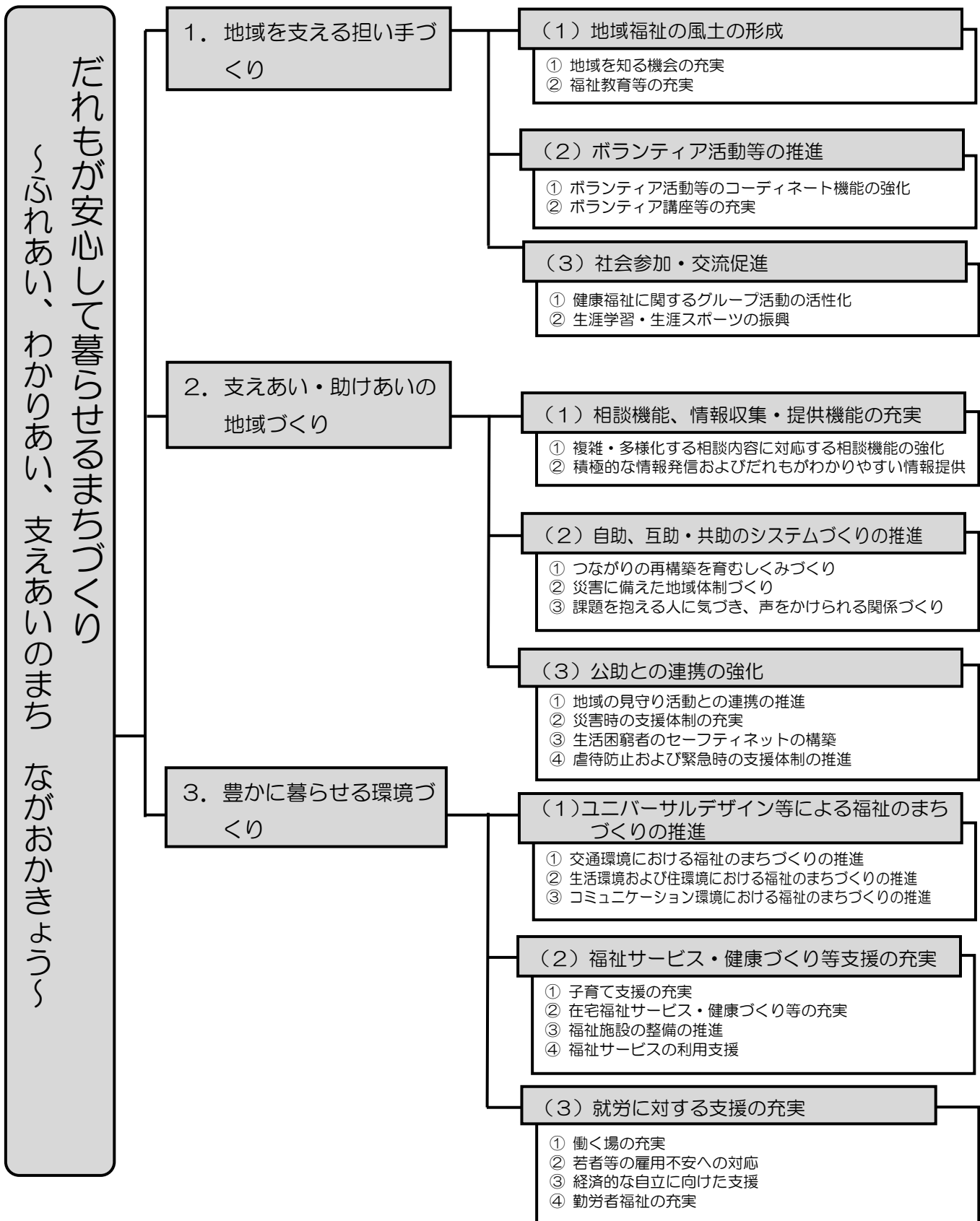
2. 基本視点

基本理念を具現化するための各施策において共通する考え方を「基本視点」とし、
(1)「自助」「互助・共助」および「公助」の役割分担と「協働」の推進
(2)多様性を認めあう、ともに支えあう地域づくり
(3)支援を必要とする人の主体的な選択を支えるしくみづくり
の3項目を設定しています。

3. 基本目標

基本理念の実現に向けて「人」「地域」「環境」の3つを柱とした基本目標として、
(1)地域を支える担い手づくり
(2)支えあい・助けあいの地域づくり
(3)豊かに暮らせる環境づくり
の3項目を定めています。

4. 施策体系



第5章 地域健康福祉推進のための方策の見直し

前期計画において提案され実施してきた、交流と見守り活動により地域のきずなの再構築と安心できる地域づくりを目指す新しいシステム（しくみ・体制・関係）、『きずなと安心の地域づくり応援事業（通称「きずな事業」）』をさらに拡大・充実させ、他事業とも連動した『包括的で重層的な支援体制づくり』を推進するための方策を検討していきます。

（１）事業拡大・充実の背景

これまでの社会福祉政策は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、個々のリスク・課題の解決を目的とした現金・現物給付を行うというアプローチを行い、公的な福祉サービスの量的な拡大と質的な発展をしてきました。いわゆる「高齢福祉」「障がい福祉」「子育て支援」などの個別支援などがこれにあたります。

世代や属性により分野を区分し制度を組み立てることで専門性は高まったものの、対象者別の仕組みとなり、複合的なニーズに柔軟に対応できない、人生を通じた一貫した支援が受けられないという課題が少子高齢・人口減少など社会構造が変化する中で表面化してきました。

本市では、典型的なリスクや課題に対応する従来の枠組みにとらわれず、地域に目を向け、地域住民が個人や地域が抱える課題を地域で解決できる地域づくりを支援するため『きずなと安心の地域づくり応援事業（通称「きずな事業」）』を平成28年度より実施しています。

「きずな事業」を展開する中で、高齢者世帯からの希望で自宅開放型サロンの開催や自治会未組織地域内で身近な社会資源を活用した住民同士の関わりの機会を作ること等が始まり、地域の交流場と見守りあい広がってきました。その地域の課題は、住民生活そのもので多岐にわたり、個人の課題と地域の課題は相互に連動しています。「きずな事業」では、こういった地域課題を解決することができるための地域づくりと同時に、困りごとがあった時にその具体的な課題解決を目的とするアプローチ（従来の枠組みへつなぐこと）、また、困りごとがない（具体的な課題が見えない）時でも住民同士がつながり続けるためのアプローチが重要であることが改めて認識されるようになりました。

さらに「支える側」「支えられる側」という二分化・固定化された関係性ではなく、場面によってどの住民も「支える側」であり「支えられる側」である関係づくりが、地域での取り組みを継続させていくために重要であることがわかってきました。

そこで本市では、令和3年4月に施行される、改正社会福祉法の趣旨である「地域共生社会の実現」のため、また地域健康福祉をさらに推進するため『包括的で重層的な支援体制づくり』を目指していきます。

（２）『包括的で重層的な支援体制づくり』の内容

本事業の目的は、前期計画の基本目標「２．支えあい・助けあいの地域づくり」で示された施策をより一体的に実施するための体制整備です。本事業では地域支援と個別支援は相互補完・相乗効果の関係にあることに着目して、「相談機能、情報収集・提供機能」「自助、互助・共助のシステム」「公助との連携」をより具体的に連動させ連携をとることができる体制へと移行していきます。

これまで地域の工夫により、地域での福祉活動の一部は横断的、つまり「自助」「互助・共助」の一部は属性に関わらず展開されてきました。しかし、「公助」や「公助」が支援する「互助・共助」へ働きかける取り組みは、属性ごとの対応となっており、いわゆる「縦割り」の状態となっています。

新たな取り組みでは、属性ごとに行っている制度的対応を含めて一体的に行えるようこれまでの相談支援や事業を再編し、段階的に新たな体制づくりを行っていきます。

属性ごとの充実させた制度や事業は活かしつつ、新たな体制を作るため以下の３つの支援を一体的に取り組みます。

- ① 断らない相談支援
- ② 属性を超えた参加支援
- ③ 地域づくりに向けた横断的支援

それぞれの支援は、他機関と連携しながら推進します。

（３）支援内容

◆断らない相談支援

- ・属性に関わらず地域の様々な相談を受け止めます。
- ・相談者の課題が高齢、障がい、子どもなど分野ごとに整備された制度等で解決されることが想定される場合は各相談支援窓口につながります。
- ・相談者の課題が従来の枠組みでは解決が難しい場合は地域の中で解決できる方法を相談者や地域の人とともに検討し支援を行います。
- ・課題が明らかではないが、生きづらさなどを抱えている場合は、継続的につながりを持ち、伴走支援をします。
- ・世帯で複数の課題を抱えている場合やライフステージの変化などによって複合的な課題を抱えている場合は、複数の支援者が関わることを想定されるため、支援関係者間の調整を行います。

◆属性を超えた参加支援

- ・ニーズに応じて分野ごとにすでに整備されている参加の場につないだり、新たな参加の場を創出したりします。

- ・他機関と連携し、多様な社会参加や就労を支援し、ニーズに応じた社会との接点を確保します。
- ・自分らしい参加を確保するため、他機関と連携し、権利擁護のための支援を行います。
- ・生活支援・介護予防サービスの提供の場を開発します。
- ・人と人、人と地域資源をつなぎます。
- ・地域とともにサービスや活動を創出し、一緒に運営していきます。

◆地域づくりに向けた横断的支援

- ・地域のニーズと資源の状況を見える化し、それぞれの地域の良さや課題を伝えます。
- ・日常生活の中の支えあいを支援します。
- ・制度の狭間を埋める交流や参加機会を創出します。
- ・市民、地域資源、行政間のネットワークを構築します。
- ・市民をはじめ、地縁組織、NPO、社会福祉法人、福祉関係事業者など多様な主体の参画を促します。
- ・生活支援の担い手の養成やサービスの開発を行います（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげます）。

（４）令和３年度からの取り組み

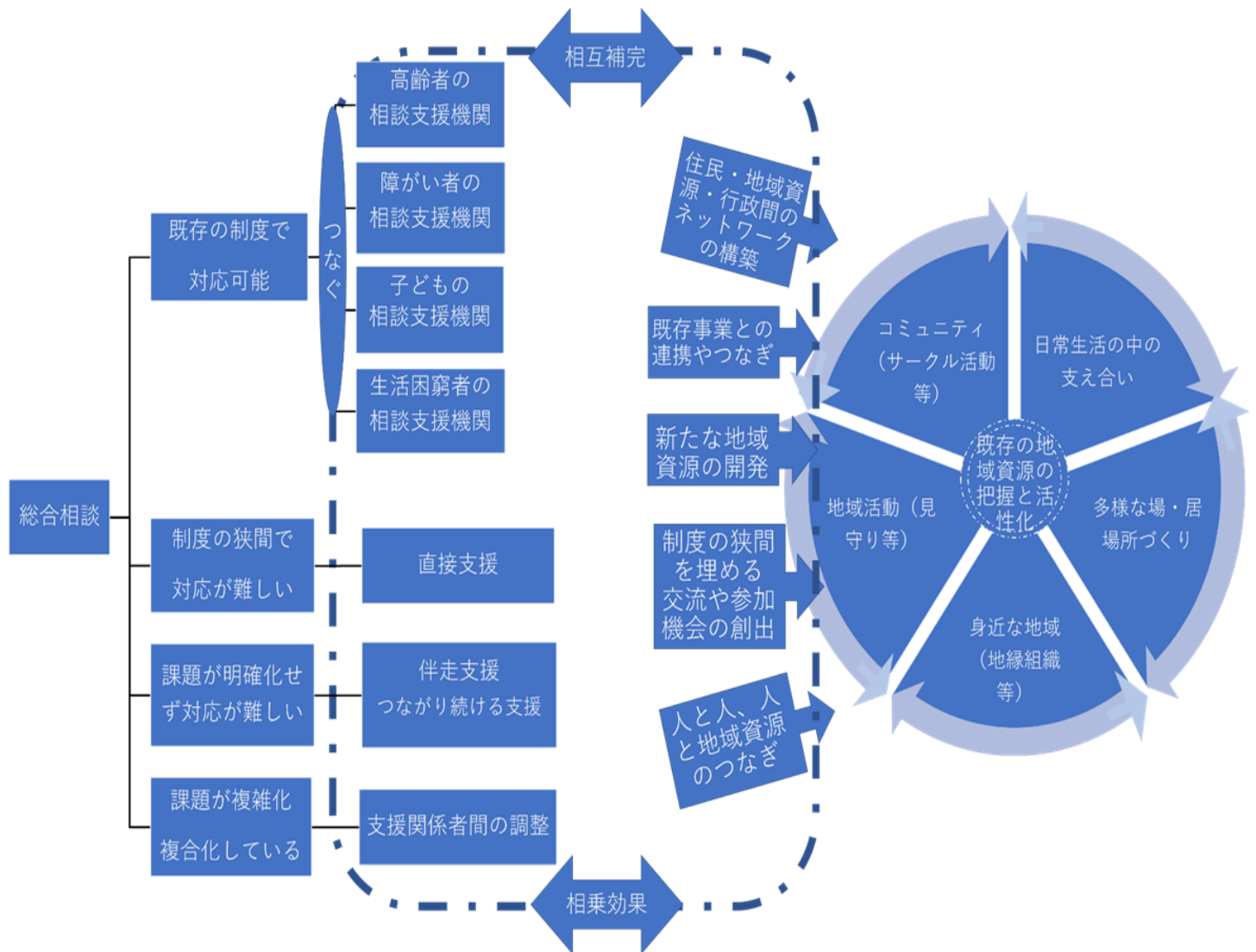
- ・総合生活支援センターの業務に、本市の『きずなと安心の地域づくり応援事業』を推進する、「きずなコーディネーター」と介護保険法に規定する「生活支援コーディネーター」※の役割をあて、相談支援・参加支援・地域づくり支援を一体的に実施する方法を検討します。
- ・庁内において、法制度上の縦割りに拘らず各部局連携の上、相談支援・参加支援・地域づくり支援を一体的に実施できる重層的支援体制整備の検討を行います。

（５）地域の将来像

- ・人権が尊重されすべての人が、孤立せず、必要な支援を受けながら、役割と生きがいを持って、その人らしい生活を送ることができています。
- ・個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題を共有し、地域住民を中心とした地域づくりを構築することで持続性のある地域づくりが進んでいます。

※生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援・介護予防サービス体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者

【長岡京市の重層的支援体制整備事業のイメージ】



第6章 施策内容

この中期計画は、基本目標に基づき前期計画を継続しながら、関係法令の制定・改正、市の施策の進捗等により、必要に応じて見直しを行なっています。

1. 地域を支える担い手づくり

市民による「互助・共助」の力を育てていくため、地域活動やボランティア活動の担い手の育成・確保を図るとともに、市民に対して福祉への理解と協力を求めることで、活動の土壌となる地域福祉の風土を育みます。

(1) 地域福祉の風土の形成

めざすべき姿

身近な地域の課題に対してだれもが関心を持ち、考え、自分のことから支えあい・助けあいの活動を始めています。

施策の内容

① 地域を知る機会の充実

「社会福祉大会」や総合型地域スポーツクラブでのイベントなど、多くの市民が交流しお互いを知る機会を設けるとともに、様々な人が参加できるよう働きかけ方や実施方法を工夫します。このような取組を通して、課題を抱えている人の存在や地域が抱えている課題などに気づく人を増やしていきます。

《主な事業》

総合型地域スポーツクラブ推進事業	生涯スポーツ社会実現のため、すべての小学校区での総合型地域スポーツクラブの設立に向けた支援を行います。	文化・スポーツ振興室
社会福祉大会等開催事業	社会福祉事業の振興発展に功績があった者、自立構成者及び自立の支援又は社会参加への促進に尽力した者をきりしま賞ほう賞として表彰することによって、地域福祉についての関心及び意欲を高め、社会福祉事業の振興を図ります。	社会福祉課

② 福祉教育等の充実

福祉教育は一人ひとりが地域や社会課題に気づき、考え、解決に向けて取り組んでいく教育活動です。社会情勢が変化していく中、様々な人権問題について学び、課題解決に向けて考える機会を設け、支えあい・助け合いの意識が広がっている地域を作ります。

《主な事業》

障がい者児の人権を考える市民のひろばの開催	障害者週間に合わせて子どもから高齢の人まで参加できる障がいに関する企画や、映画、講演会、障がい当事者による発表などを通して、市民が人権に向き合う機会を作ります。	障がい福祉課
人権・男女共同参画フォーラムの開催	人権や男女共同参画、多様性理解、行動社会実現等の啓発のため、人権・男女共同参画フォーラムを開催しています。	人権推進課 男女共同参画センター

(2) ボランティア活動等の推進

めざすべき姿

地域においてボランティア活動などの市民による主体的な支えあい・助けあいの活動が活性化しており、支援をする側、必要とする側双方の生活が充実しています。

施策の内容

① ボランティア活動等のコーディネート機能の強化

ボランティア活動などの市民による主体的な活動を推進するため、関係機関が連携を図り、市民ニーズに応じてそれぞれ特徴を活かした支援や支援を必要とすること（人）と支援できること（人）とのマッチングとコーディネート機能の強化を図ります。

《主な事業》

市民活動サポートセンター管理運営事業	市内のNPO法人などの市民活動団体の広がりやステップアップ、団体と多様な主体との連携を促進するため、市民活動サポートセンターを中間的な支援機能を担う拠点として団体同士や団体と市民のネットワークづくりの支援、新規に活動したいと考える市民に対する相談及びアドバイスを行います。	自治振興室
ボランティアセンター運営支援事業	社会福祉協議会が実施するボランティア養成講座、ボランティア連絡会、相談及びコーディネートなどについて支援します。	社会福祉課
生涯学習団体交流室運営事業	生涯学習において、教えたい人と学びたい人をつなぐため、生涯学習ボランティア（人材登録）制度の実施や活動参加のきっかけとなるよう生涯学習講座（わくわく講座）を開催します。	生涯学習課

② ボランティア講座等の充実

新しくボランティア活動を始めようとする人を増やすため、地域課題に即した各種ボランティア講座を開催します。また、ニーズに応じた講座を開催するとともに、情報提供や開催方法などにおいて参加しやすく、また、実践的な内容でのちの活動に生かすことができるように工夫します。

《主な事業》

地域お助けサポーターの養成	地域お助けサポーター養成講座を実施し、身近な地域や介護施設でボランティアを行う人材を養成します。	高齢介護課
子育てボランティアの養成・支援	子育てボランティア養成講座を通じ、子育て支援に関することを学習できる場を充実させます。また、ボランティア登録者の技術向上を図るため、講座の特別編も実施します。	中央公民館
図書館サービスの推進・充実	学校や地域での読書啓発活動を推進するため、読み聞かせボランティア養成講座の開催や、文庫連絡会の活動の支援を行います。	図書館

(3) 社会参加・交流促進

めざすべき姿

市民一人ひとりにあった生きがいや健康づくりの活動が活発に行われ、様々な人と触れ合うことによるいきいきとした生活が営まれています。

施策の内容

① 健康福祉に関するグループ活動の活性化

ボランティア活動を含む、NPO・サークルなどの健康福祉に関する団体に対し、活動に関する財政支援や立ち上げ・運営支援など、活動の継続・活性化に向けた支援を行います。

《主な事業》

地域福祉活動団体支援事業	地域で福祉ボランティア活動を行うNPO法人や市民団体等に対して民間社会福祉活動振興助成金を交付します。また、長岡京市民生児童委員協議会の活動に対して補助を行います。	社会福祉課
障がい者社会参加・自立支援促進事業補助	障がいのある人の活動の充実や当事者団体等の組織育成のため、障がい者団体が自主的に実施する事業に対して補助金を交付する等の支援を行います。	障がい福祉課

② 生涯学習・生涯スポーツの振興

地域において、だれもが参加しやすい生涯学習事業や生涯スポーツ事業を実施することで、市民の交流機会、生きがいや健康づくり、子どもの健全育成などを図ります。また、社会参加と交流を通じて社会的課題や地域課題に対する問題意識を高められるよう、様々な活動テーマや交流の場づくりを進め、生涯を通じて学び続けられる機会の充実に努めます。

《主な事業》

文化活動推進・支援事業	生涯学習や文化芸術への関心の増進と交流を図るため、文化団体の文化・芸術活動を推進し、活動支援を行います。	文化・スポーツ振興室
スポーツ交流推進事業	市民が地域で運動やスポーツに親しむ全市的なイベントを開催します。また、小中学校の体育施設を開放し、運動やスポーツのできる環境の確保に努めます。	文化・スポーツ振興室
生涯学習相談員による生涯学習活動への相談・支援	中央生涯学習センター内に生涯学習団体交流室を置き、常駐する生涯学習相談員が、生涯学習活動への相談や支援に応じます。	生涯学習課

2. 支えあい・助けあいの地域づくり

支援を必要とする人に対して相談先などの情報が行き届き、相談しやすい環境を整えます。また、「互助・共助」という地域における支えあい・助けあいのシステム（しくみ、体制、関係）の構築を進めます。さらに「自助」「互助・共助」との補完が進められるよう、「公助」との連携を強化します。

（１）相談機能、情報収集・提供機能の充実

めざすべき姿

だれもが相談しやすく、必要とする情報が手に入る環境があり、支援を必要とする人に適切なサービスが結びつくしくみが整っています。

施策の内容

① 複雑・多様化する相談内容に対応する相談機能の強化

相談に対応する各機関の役割や機能について一層の周知を図り、いざというときにどこに相談すればよいかがわかるなど、安心して相談できる環境を整えます。

各福祉分野の専門相談については、必要に応じて様々な形態で実施し具体的な解決につなげるとともに、制度の狭間にある課題や支援につながりにくい潜在的なニーズの把握に努めます。

また、福祉なんでも相談室や総合生活支援センターなどの総合相談窓口において、福祉全般に関する相談や、暮らしに関する情報提供などを行います。各福祉分野の相談機関との連携を図りながら、改正社会福祉法にある「断らない支援体制」づくりに向けた検討を行います。

《主な事業》

福祉なんでも相談事業	福祉や生活上の問題を気軽に相談できる福祉なんでも相談室の機能充実を図り、問題の整理と必要な支援、制度利用のための総合調整・案内を円滑・適切に実施し、市民の総合的な相談に対応します。	社会福祉課
------------	--	-------

家庭児童相談室による相談	子どもに関する総合相談窓口として専門員を配置し、また家庭に必要な支援を見極め、適切な子育て相談・情報を提供し、必要に応じて関係する機関につながります。	子育て支援課
障がい者地域相談支援	障がいのある人やその家族等が気軽に相談でき、多様なニーズに対応できる相談体制の充実を図ります。	障がい福祉課
教育相談（「育ち」と「学び」の支援体制整備）	不登校やいじめ、心身の発達、学習や学校生活などの教育や子育てに関する課題や相談に専門の相談員等が安心と信頼を醸成しながら丁寧に対応できる体制を充実します。	教育支援センター
総合生活支援センターによる総合相談事業	分野を超え、施策の狭間で対応が困難なケースについて相談支援と居場所づくりを一体的に行います。	社会福祉課
地域包括支援センターによる相談	地域に住む高齢者等の様々な相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、必要に応じて継続的にフォローすることを目的とした総合相談を実施します。	高齢介護課

② 積極的な情報発信およびだれもがわかりやすい情報提供

支援を必要とする人に必要な情報が行き届き、適切なサービス利用につながるよう、広報紙やホームページ、SNS などにより積極的な情報発信を行うとともに、受け手がわかりやすい情報提供の方法を実施していきます。

《主な事業》

広報、ホームページなどによる情報発信	広報紙等の内容が市民に親しみを持ってもらえるように、また伝わるように意識した表現方法で記事を作成します。また、SNS を使い、即時性の求められる情報の提供を行います。	広報発信課
障がい者の意思疎通支援	ボランティアの協力を得て、視覚障がいのある希望者に対し、市役所からの郵便物に通知内容や部課名を点字印刷したり会議資料の点訳を行う等、視覚障がいのある人に配慮した情報提供を行います。	障がい福祉課

(2) 自助、互助・共助のシステムづくりの推進

めざすべき姿

市民全体が「自助」「互助・共助」の重要性について認識し、市内各所で声かけや見守り、防災など、地域における多様な支えあい・助けあいの活動が展開され、だれもが地域とつながって暮らせるシステム（しくみ、体制、関係）ができています。

施策の内容

① つながりの再構築を育むしくみづくり

地域の福祉課題が複雑多様化する中で、自治会や子ども会、老人会、自主防災組織、民生委員・児童委員などそれぞれの活動が行われています。

地域で抱える課題を地域で解決できる仕組みを考え、市民が主体となった活動の継続・活性化に向けた支援を行います。

《主な事業》

きずなと安心の地域づくり応援事業	地域の福祉課題が複雑多様化する中で、地域で地域を見守り支えあう力を醸成していくことを目的として、属性を問わない生活支援を行い、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の再構築を目指します。	社会福祉課
地域コミュニティ活性化事業	防災や高齢者の見守り等地域に期待される共助・互助の意識向上を目指し、地域コミュニティの活性化を進めます。地域における各種団体の役割分担等を進め負担の軽減や連携強化を推進します。	自治振興室
自治会の設立・運営支援	各自治会における現状や共通課題などについて情報交換や交流を実施します。また、自治会の活動支援として運営補助や事業補助を行い、住民自治活動の充実を図ります。 また、自治会未組織地域には、設立までにかかる経費等について財政的な支援を行い、新規自治会設立を促進します。	自治振興室

自主防災会の設立・運営支援	災害時に地域で助け合いができるように財政支援や運営支援などにより自主防災組織の充実と自治会末組織地域に対しても組織化へ向けての働きかけを行います。	防災・安全推進室
地域見守り活動の推進	子どもの健やかな成長と発達を目指す地域の育成組織が、相互に連携を深め、子どもを守り育てる活動を支援し、明るく住みよいまちづくりを推進します。	文化・スポーツ振興室

② 災害に備えた地域体制づくり

日常生活での福祉支援のみならず、災害などの緊急時において、まずは自分自身による備えと身近な地域の市民同士の支えあい・助けあいができるよう、災害時の助けあい制度の浸透を図ることで、市民同士の協力体制の必要性と重要性について理解・認識が深まるよう努めます。

《主な事業》

災害時要配慮者支援体制づくり	災害時に一人で避難することが困難な人（災害時要配慮者）の把握と避難支援に向けた個別計画の策定に取り組み、災害時要配慮者に対する地域での避難支援体制の整備を進めます。	社会福祉課
地域の自主的な防災訓練の支援	大規模災害の発生時に被害を最小限にとどめるために、全小学校区における住民主体の一斉防災訓練が実施できるよう支援します。	防災・安全推進室

③ 課題を抱える人に気づき、声をかけられる関係づくり

地域で見守り見守られる体制ができるよう、身近なところで様々な福祉的な課題を抱えた人に気づき、声を掛けられる関係や深刻化させない取り組みを進めます。

《主な事業》

認知症サポーター養成、おでかけあんしん見守り事業	認知症になっても本人や家族が安心して暮らすことができるよう、認知症に関する正しい知識を持ち、地域で本人や家族を手助けしてくれる認知症サポーターを養成します。また、認知症等により行方不明となるおそれのある人やその家族が地域で安心して暮らし続けることができるよう、おでかけあんしん見守り事業を推進します。	高齢介護課
自殺対策事業	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーを養成します。	社会福祉課

(3) 公助との連携の強化

めざすべき姿

市民一人ひとりによる「自助」および地域の支えあい・助けあい活動による「互助・共助」とともに、市行政でしか担えない役割と責任による「公助」とが連携することにより、日常的な見守り体制のみならず、被災者や生活困窮者、虐待、DVなど専門的な対応と支援を必要とする人たちへの支援体制が適切に機能しています。

施策の内容

① 地域の見守り活動との連携の推進

自治会や子ども会、老人会、自主防災会、民生委員・児童委員などが行う既存の交流と見守り活動との連携に加え、交流と見守り活動が市全体にくまなく広がるよう働きかけを一層推進します。

また、地域での解決が困難で専門的な対応が必要な場合には、適切な相談先へ早めにつなぐことができるよう、各種福祉の専門相談との連携を強化します。

《主な事業》

きずなと安心の地域づくり応援事業【再掲】	地域の福祉課題が複雑多様化する中で、地域で地域を見守り支えあう力を醸成していくことを目的として、属性を問わない生活支援を行い、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の再構築を目指します。	社会福祉課
地域コミュニティ活性化事業【再掲】	防災や高齢者の見守り等地域に期待される共助・互助の意識向上を目指し、地域コミュニティの活性化を進めます。地域における各種団体の役割分担等を進め負担の軽減や連携強化を推進します。	自治振興室
自治会の設立・運営支援【再掲】	各自治会における現状や共通課題などについて情報交換や交流を実施します。また、自治会の活動支援として運営補助や事業補助を行い、住民自治活動の充実を図ります。 また、自治会未組織地域には、設立までにかかる経費等について財政的な支援を行い、新規自治会設立を促進します。	自治振興室

② 災害時の支援体制の充実

災害時にともにたすけあう制度（災害時要配慮者支援制度）の周知と浸透を図るため、当事者への制度理解を進めるとともに、自治会・自主防災会、民生委員・児童委員などとのさらなる連携強化に努めます。

また、発災時の支援体制の充実に向け、防災用の備蓄物資などの整備や避難所での生活が、様々な人に配慮されたものとなるよう十分な検討を進めます。

《主な事業》

災害時要配慮者支援体制づくり【再掲】	災害時に一人で避難することが困難な人（災害時要配慮者）の把握と避難支援に向けた個別計画の策定に取り組み、災害時要配慮者に対する地域での避難支援体制の整備を進めます。	社会福祉課
防災情報の伝達手段の整備	災害時に気象情報や防災情報、避難情報等を迅速に市民へ伝達します。また、迅速な情報伝達を行うため、災害情報伝達手段の充実・強化を図ります。	防災・安全推進室
避難所機能及び防災備蓄物資等の充実	「長岡京市災害用備蓄物資整備計画」「長岡京市避難所運営資機材整備計画」に基づき、備蓄用食料、衛生用品、要配慮者用の資機材等の整備を行います。	防災・安全推進室
障がい者への災害時の避難情報などの発信	聴覚、視覚等の障がいのある人に対して、災害時に緊急性の高い避難情報等を音声電話やファクスで発信し、避難行動等を支援します。	障がい福祉課

③ 生活困窮者のセーフティネットの構築

生活保護制度の適正な運用を図るとともに、生活困窮者自立支援制度に基づく支援を実施し、生活困窮者が制度の狭間に陥らないような支援を行います。

また、生活困窮者の早期把握・早期発見のために、地域の見守り活動の推進や福祉サービス提供事業者や民生委員・児童委員、自治会などの関係機関・団体との連携に努めます。

《主な事業》

生活困窮者自立支援事業	第 2 のセーフティネットとして生活困窮者自立支援法に定められた各種事業を通じ自立の促進を図ります。また、関係機関との連携による就労支援を実施します。	社会福祉課
生活の保護・自立促進事業	生活保護受給者が、健康で文化的な生活を送れるよう制度の適切な活動により経済的支援を行うとともに、稼働能力を有する者に対し、関係機関と連携を図り、就労による自立と社会参加を促します。	社会福祉課

④ 虐待防止および緊急時の支援体制の推進

高齢者や子ども、障がい者への虐待やDVを防止するとともに、これらの被害者やその家族を支援するために、関係部署や機関などがネットワークを組み、情報共有や対策の検討などを定期的に行うことで、平時からの連携体制の充実を図ります。

《主な事業》

女性相談・男性相談	女性が様々な問題や悩みを安心して相談できる体制を整備します。また、DV被害者等へのワンストップ支援体制の充実を図るため、DV相談機能の強化を検討します。 また、男性支援の一つとして男性電話相談を実施します。	男女共同参画センター
家庭児童相談室による相談【再掲】	子どもに関する総合相談窓口として専門員を配置し、また家庭に必要な支援を見極め、適切な子育て相談・情報を提供し、必要に応じて関係する機関につなぎます。	子育て支援課

障がい者虐待一時保護委託事業	障がい者虐待により保護の必要がある場合に契約事業所内で一時的に生活できるようにします。	障がい福祉課
地域包括支援センターによる相談【再掲】	地域に住む高齢者等の様々な相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、必要に応じて継続的にフォローすることを目的とした総合相談を実施します。	高齢介護課

3. 豊かに暮らせる環境づくり

だれもが安全・安心に暮らすことができるよう生活環境の整備を進めるとともに、健康づくりや福祉サービスの充実に努めます。また、市民の自立した生活の基盤となる多様な就労機会の確保や勤労者福祉の充実に努めます。

(1) ユニバーサルデザイン等による福祉のまちづくりの推進

めざすべき姿

だれもが交通・生活・住環境において安全・安心に暮らすことができる環境が整っています。

施策の内容

① 交通環境における福祉のまちづくりの推進

市民の安全・安心な歩行空間の確保を目指し、歩道の整備やバリアフリー化、だれもが出かけやすい交通環境の整備等を進めます。

《主な事業》

阪急長岡天神駅 周辺整備事業、長 岡京駅前線整備 事業	長岡天神駅周辺で歩きやすいまちづくりを進める ために、市街地整備に向けた計画を策定します。 長岡京駅前線で安全・安心な歩行空間の確保を目指 し、道路拡幅による歩道整備・バリアフリー化を進 めます。	まちづくり政 策室
道路リフレッシ ュ、交通安全施設 整備事業	歩行者等の安全・快適な歩行空間を確保するため、 歩道の拡幅、段差や急勾配の解消、側溝整備、交通 安全施設の整備等を計画的に行います。	道路・河川課

② 生活環境および住環境における福祉のまちづくりの推進

市民の安全・快適な暮らしの実現を目指し、公共施設や民間施設の整備改良の働きかけを行います。また、誰もが使いやすく市民の交流・日常の憩いの場としての公共施設等の整備・改修など、安全で快適な生活環境および住環境の確保に努めます。

《主な事業》

新庁舎等建設及び周辺整備事業	ユニバーサルデザインの考えを取り入れ、新しい庁舎の建築計画を進めます。	公共施設再編推進室
市営住宅の計画修繕事業	市営住宅の計画修繕にあたり、高齢者の住居に対応できるようバリアフリー化を実施します。	住宅営繕課

③ コミュニケーション環境における福祉のまちづくりの推進

だれもが自らの意思を伝えることができるよう、筆談、要約筆記、手話、平易な言葉など、多様な意思疎通の手段の普及を図ります。

また、合理的配慮が行えるような行政サービスを提供できる環境を整えます。

《主な事業》

障がい者の意思疎通支援事業	聴覚障がいのある人等の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等を派遣するほか、関係機関と連携し、公共性の高い施設等においてユニバーサルデザインに配慮した機器（情報保障機器）の整備及び更新に努めます。	障がい福祉課
人事管理事業	市役所の窓口等に手話のできる職員を配置します。また、職員が障害者差別解消法と職員対応要領に基づく適切な対応を図るよう周知・徹底します。	職員課

(2) 福祉サービス・健康づくり等支援の充実

めざすべき姿

住み慣れた地域において安心して暮らし続けることができるよう、福祉サービスや健康づくりなどが充実し、市民に広く周知されています。

施策の内容

① 子育て支援の充実

地域において安心して子育てができるよう、また、子育てに関する悩みや不安を抱え込まないよう、交流や情報交換できる場の提供など子育て支援の充実を図ります。

《主な事業》

地域子育て支援拠点の充実事業	中学校区ごとに設置された地域子育て支援センターにおいて、子育て相談支援員等を配置し、親子のふれあい、交流、育児相談や親支援プログラム（ベビープログラム）などを通して、身近な場所で子育てを支援し、育児不安の解消や地域での孤立化の防止に努めます。	子育て支援課
長岡京子育てコンシェルジュ事業	妊娠期から子育て期に至るまでの母子保健や育児に関する様々な悩みなどに対し、保健師等の専門職員が総合的な相談支援を行い、切れ目のない支援体制を整備します。妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを作成し、きめ細やかな支援を実施します。	健康医療推進室
育児支援家庭訪問事業	新生児訪問や乳幼児健康診査、発達相談などの継続支援として、保健師などが子育て家庭を訪問し、育児相談や関係機関との連携を行い育児不安の軽減に取り組みます。	健康医療推進室

放課後児童クラブ育成事業	放課後の児童を対象に小学校敷地内で家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全な育成を図るとともに、保育施設の充実などのサービス内容の充実を図り、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。	文化・スポーツ振興室
児童館子どもの居場所づくり事業	児童館利用者が快適な居場所となるよう、児童館事業の充実を図るとともに利用者のニーズに沿った運営を行います。 また、子育て世代の不安感、孤独感を解消するため、子育てサロンなど子育て世代を支援する事業を継続的に実施し、来館者同士の交流を推進します。	北開田児童館

②在宅福祉サービス・健康づくり等の充実

高齢者、障がい者、子ども・子育て、健康づくりの各分野における個別計画に基づき、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅福祉サービスや健康づくりなどの充実を図ります。

《主な事業》

高齢者在宅生活支援事業	在宅の要介護者を含む高齢者の生活を支えるため、配食サービスや介護用品給付、緊急通報装置、日常生活用具給付などの事業を実施します。	高齢介護課
地域リハビリテーション事業	医師等による整形相談会や、作業療法士・理学療法士によるリハビリテーション相談の実施により、二次障がいの予防と地域リハビリテーションの概念の普及啓発を図り、地域で自分らしく暮らすことができる環境を作ります。 また、地域で実施する介護予防教室や地域包括支援センターが行う地域ケア会議においてリハビリテーション専門職の参画を促進します。	健康医療推進室 高齢介護課

健康づくり教育事業	「自分の健康は自分で守る」という意識と行動の浸透のため、生活習慣病や要介護状態の予防等の知識の普及を図り、健康意識を高めます。市民全体の健康意識向上のため、健康無関心層にも届くよう、生活の中で意識することなく健康情報に触れられる環境づくりをすすめていきます。 高齢者においては介護予防の啓発のため、身近な地域において介護予防に取り組める講座を開催します。	健康医療推進室 高齢介護課
-----------	--	------------------

③ 福祉施設の整備の推進

市民の福祉ニーズに対応できるよう、民間事業者などの多様な事業者の参入促進や連携を図りながら、福祉施設の整備・充実を図ります。また、福祉施設が持つ機能を効果的に地域に開放し、市民と密着した施設の運営を目指します。

《主な事業》

共生型福祉施設整備事業	長岡京市共生型福祉施設構想・基本計画に基づき、地域共生社会の実現に向け、高齢者・障がい者・子どもを含むあらゆる世代の人が交流できる共生型福祉施設を整備します。	福祉政策室
保育所施設整備事業	民間保育園の開設支援等により利用定員の増員を図るなど、保育環境の更なる充実を推進します。	福祉政策室
地域福祉センター管理運営事業	地域福祉活動の拠点として、市民の健康維持や生きがいづくり、交流活動を推進するため地域福祉センターきりしま苑を運営します。	社会福祉課

④ 福祉サービスの利用支援

支援を必要としている人が、福祉サービスを的確かつ安心して利用できるよう、利用者の立場に立った利用支援を行うことが重要です。

福祉サービスの利用に関する意見や苦情に対しては、各サービス事業所や市が公平・公正に対応し、苦情内容の解決と福祉サービスの質の確保に努めます。

《主な事業》

成年後見利用促進体制整備事業	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人に対する支援として、社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）や地域包括支援センターおよび乙訓障がい者基幹相談支援センターとの連携を図りながら、成年後見制度の周知・啓発に努め、制度の利用促進を図ります。 今後さらに、地域における総合的な権利擁護支援を進めるために、中核的機能を担う機関を指定もしくは設置したうえで、協議会を開催し、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。	社会福祉課 高齢介護課 障がい福祉課
-----------------------	---	-----------------------------------

コラム《成年後見制度の利用促進にかかる取組について》

成年後見制度の利用の促進に関する法律の制定により、市町村は地域における総合的な権利擁護支援を進めるために、中核機関を指定もしくは設置し、専門職後見人が属する専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）や家庭裁判所を含めた権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築をすすめることが求められています。

国の成年後見制度利用促進基本計画において、令和３年度までに市町村において計画を策定するように示されています。本市においては、地域で生活するための手段であり、ほかの計画と連動して有機的に実施するため、本計画内に規定します。

(3) 就労に対する支援の充実

めざすべき姿

地域の中で社会的かつ経済的に自立した生活を送る基盤となる就労の機会がより多くの人に開かれ、個々のニーズや適性に応じた就労支援が福祉・教育・雇用の各分野の連携のもとに充実しています。

施策の内容

① 働く場の充実

高齢者や障がい者の主体的な活動を支援し、生きがいや場の充実に努めます。

さらに、地域活性化や雇用の創出につながることを期待される地域サービスの取組に対する支援を行います。

《主な事業》

就労移行・定着支援推進及び支援体制強化事業	就労移行支援事業や就労定着支援事業の利用促進を図り、一般就労を希望する障がいのある人が安心して働き続けられる環境整備を進めます。また、関係機関と連携して、サポート体制を構築し、個々の状況に応じた支援に努めます。	障がい福祉課
高齢者健康・生きがいづくり推進事業	地域の高齢者に働くことを通じて喜びや生きがいの充実と社会参加の推進を図ることによって、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に事業を推進している長岡京市シルバー人材センターに補助金を交付します。	高齢介護課

② 若者等の雇用不安への対応

増加する若年無業者やひきこもり、就労経験の少ない人、失業者などへの雇用不安へ対応します。長岡京市就労支援ネットワーク会議の構成機関をはじめとする関係機関と情報交換を行い、セミナーや個別相談会の実施、情報提供の充実を図ります。

《主な事業》

就労支援事業	福祉なんでも相談室で就労に関する相談に応じます。また、京都府や公共職業安定所（ハローワーク）、京都職業能力開発促進センター（ポリテクセンター京都）と就労支援ネットワーク会議を構成し、関係機関と連携しながら就労の支援を行います。	社会福祉課
--------	---	-------

③ 経済的な自立に向けた支援

経済的な支援を必要とする人の安定した収入の確保を支援するため、就業に必要な知識および技能習得の機会の充実と各種手当や助成などの普及に努めます。また、生活支援と雇用支援を一体的に行い、経済的自立に向けた継続的・包括的な支援を行います。

《主な事業》

生活困窮者自立支援事業【再掲】	自立支援機関で対象者に個別支援プランを作成し、個々の状況に応じた支援を実施することで就労意欲の向上と経済的自立に向けた支援を行います。	社会福祉課
母子家庭及び父子家庭自立支援給付事業	ひとり親の就業を支援し、経済的な自立を促進するため、職業能力開発のための講座の受講者や資格取得が見込まれる人に対し、助成金や給付金を支給します。	子育て支援課

④ 勤労者福祉の充実

勤労者の生活の安定を図り、勤労意欲を増進し、勤労者が安心して働くことができる環境づくりを目指すため、勤労者団体などに対して運営を支援します。

《主な事業》

勤労者団体等支援事業	乙訓勤労者福祉サービスセンター（ピロティおとくに）や内職友の会などの勤労者団体を支援することで、勤労者のための総合的な福祉事業実施を支援するとともに、企業の振興、地域社会の活性化を図ります。	社会福祉課
------------	---	-------

第7章 施策の取り組み目標

ここでは、前章で取り上げた各施策について、本計画期間（中期5年、後期5年）における取り組み目標を、検討、実施、充実、推進の4項目で整理しました。

（注1）期間について

中期：令和3～7年度

後期：令和8～12年度

（注2）取り組みの表現について

検討：概ね当期間内に、施策（又は事業）の実施について検討する。

実施：概ね当期間内に、施策（又は事業）を実施する。

充実：概ね当期間内に、施策（又は事業）の充実を図る。

推進：概ね当期間では、施策（又は事業）を継続実施する。

1. 地域を支える担い手づくり		
（1）地域福祉の風土の形成	中期5年	後期5年
① 地域を知る機会の充実	推進	→
② 福祉教育等の充実	推進	→
（2）ボランティア活動等の推進	中期5年	後期5年
① ボランティア活動等のコーディネート機能の強化	推進	→
② ボランティア講座等の充実	推進	→
（3）社会参加・交流促進	中期5年	後期5年
① 健康福祉に関するグループ活動の活性化	充実	→
② 生涯学習・生涯スポーツの振興	推進	→

2. 支えあい・助けあいの地域づくり		
（1）相談機能、情報収集・提供機能の充実	中期5年	後期5年
① 複雑・多様化する相談内容に対応する相談機能の強化	充実	→ 推進
② 積極的な情報発信およびだれもがわかりやすい情報提供	推進	→
（2）自助、互助・共助のシステムづくりの推進	中期5年	後期5年
① つながりの再構築を育むしくみづくり	充実	→
② 災害に備えた地域体制づくり	推進	→
③ 課題を抱える人に気づき、声をかけられる関係づくり	推進	→
（3）公助との連携の強化	中期5年	後期5年
① 地域の見守り活動との連携の推進	充実	→ 推進
② 災害時の支援体制の充実	推進	→
③ 生活困窮者のセーフティネットの構築	推進	→
④ 虐待防止および緊急時の支援体制の推進	推進	→

3. 豊かに暮らせる環境づくり		
(1) ユニバーサルデザイン等による福祉のまちづくりの推進	中期5年	後期5年
① 交通環境における福祉のまちづくりの推進	推進	→
② 生活環境および住環境における福祉のまちづくりの推進	推進	→
③ コミュニケーション環境における福祉のまちづくりの推進	充実	→
(2) 福祉サービス・健康づくり等支援の充実	中期5年	後期5年
① 子育て支援の充実	充実	→
② 在宅福祉サービス・健康づくり等の充実	充実	→
③ 福祉施設の整備の推進	充実	→
④ 福祉サービスの利用支援	検討	→ 実施
(3) 就労に対する支援の充実	中期5年	後期5年
① 働く場の充実	推進	→
② 若者等の雇用不安への対応	充実	→
③ 経済的な自立に向けた支援	推進	→
④ 勤労者福祉の充実	推進	→